

香川県美術家協会後援等名義使用申請について

(趣旨)

第1条 この規定は、各種事業に対し香川県美術家協会（以下協会という）が後援等を行う場合の名義使用承認に関し、必要な事項を定めるものである。

(後援等)

第2条 後援等は、次の2種とする。

- (1) 共催 団体等が主催する事業について、協会が共同して開催する場合
- (2) 後援 団体等が主催する事業について、協会がその趣旨に賛同し外部的に支援する場合

(名義)

第3条 後援名義は、「香川県美術家協会」とする。

(承認規定)

第4条 後援等の名義使用の承認は、展示会、発表会、講演会、研修会、その他の実施で香川県の美術、文化、学術の振興または普及に寄与するものであって、かつ該当事業を奨励する必要があるとみとめられるものとする。

(条件)

第5条 後援等の申請をするには、協会の会員が主催、出品もしくは協賛する場合とする。

- 2 会員以外であっても香川県の美術、文化、学術の振興または普及に寄与するものであれば、申請することができる。

(使用申請)

第6条 後援等の申請は、後援等名義使用申請書により、事業実施2ヶ月前までに協会事務局に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業計画書または開催要項等
 - (2) その他過去の開催内容が分かるもの、ポスター等

(使用承認の決定等)

第7条 申請書の提出があったときは、香川県美術家協会役員会において速やかにその事業が第4条の基準に該当するかどうかを審査し、かつ意見等がある場合はその意見を付して、役員会の合意を経て会長の決定を受けなければいけない。

- 2 承認する決定がなされたときは、後援等名義使用承認書により、申請者に交付するものである。
- 3 使用承認にあたって必要があるときは、条件を付して決定することができる。
- 4 承認に際して役員会の審査が間に合わない場合は、会長権限で承認することができる。

(使用承認の取り消し)

第8条 使用承認の交付後であっても、次の事項に該当するときは、その承認を取り消すことがある。

- (1) 事実と相違する申請書により承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したと認められるとき。

(名義使用に際しての禁止事項)

第9条 承認を受けた名義は、これを他に使用してはならない。

- 2 名義使用承認は、当該承認のみであって、他にいかなる権利または優先権もしくは負担を付与するものではない。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定める。